

八尾市職員定数条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は2,575人とし、その内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 市長事務部局の職員 <u>1,420人</u> (うち105人は、社会福祉法に規定する職員) (3) 消防機関の職員 <u>260人</u> (4)～(11) 略 第3条 略 (定数の特例) 第4条 <u>退職者、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年八尾市条例第31号)第3条第1号に規定する派遣職員は、第2条の定数外とする。</u> 2 略	第1条 略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は2,575人とし、その内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 市長事務部局の職員 <u>1,400人</u> (うち105人は、社会福祉法に規定する職員) (3) 消防機関の職員 <u>280人</u> (4)～(11) 略 第3条 略 (定数の特例) 第4条 <u>次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。</u> (1) 退職者 (2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u> (3) <u>地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u> (4) <u>八尾市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年八尾市条例第31号)第3条第1号に規定する派遣職員</u> (5) <u>消防組織法第51条第1項に規定する消防学校において初任教育を受けている職員</u> 2 略